

(新)

第一号様式（第二条第一項）

公益信託許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所

氏 名

公益信託 〃 の引受けをしたいので、公益信託ニ関スル法律第2条第1項の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設定趣意書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 委託者となるべき者の履歴書
- 4 受託者となるべき者の履歴書
- 5 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 6 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 7 財産目録
- 8 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 9 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

注

- 1 委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。
- 2 信託事務年度の定めがない信託にあつては、事業計画書及び収支予算書は引受け後2年間のものとする。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類については、信託管理人又は運営委員会等を定めた場合に限る。

(旧)

第一号様式（第二条第一項）

公益信託許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所

氏 名



公益信託 〃 の引受けをしたいので、公益信託ニ関スル法律第2条第1項の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 設定趣意書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 委託者となるべき者の履歴書
- 4 受託者となるべき者の履歴書
- 5 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 6 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 7 財産目録
- 8 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 9 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

注

- 1 委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。
- 2 信託事務年度の定めがない信託にあつては、事業計画書及び収支予算書は引受け後2年間のものとする。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類については、信託管理人又は運営委員会等を定めた場合に限る。

(新)

第二号様式（第八条第一項）

信託変更許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名

当公益信託について信託を変更したいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

注 信託の変更が事業内容の変更に係るものである場合にあつては、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付すること。

(旧)

第二号様式（第八条第一項）

信託変更許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名



当公益信託について信託を変更したいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

注 信託の変更が事業内容の変更に係るものである場合にあつては、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付すること。

(新)

第三号様式 (第九条第一項)

信 託 併 合 許 可 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名

当公益信託について信託を併合したいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- 5 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 6 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 7 財産目録
- 8 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 9 信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

注

- 1 信託事務年度の定めがない信託にあつては、事業計画書及び収支予算書は信託の併合後2年間のものとする。
- 2 信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類については、信託管理人又は運営委員会等を定めた場合に限る。

(旧)

第三号様式（第九条第一項）

信託併合許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名



当公益信託について信託を併合したいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- 5 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 6 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 7 財産目録
- 8 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 9 信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

注

- 1 信託事務年度の定めがない信託にあつては、事業計画書及び収支予算書は信託の併合後2年間のものとする。
- 2 信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類については、信託管理人又は運営委員会等を定めた場合に限る。

(新)

第四号様式 (第十条)

吸収信託分割許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名

当公益信託について吸収信託分割をしたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の経手を経たことを証する書類

(旧)

第四号様式 (第十条)

吸収信託分割許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名



当公益信託について吸収信託分割をしたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の経手を経たことを証する書類

(新)

第五号様式 (第十一条第一項)

新規信託分割許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名

当公益信託について新規信託分割をしたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- 5 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 6 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 7 財産目録
- 8 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 9 新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

注

- 1 信託事務年度の定めがない信託にあつては、事業計画書及び収支予算書は新規信託分割後2年間のものとする。
- 2 信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類については、信託管理人又は運営委員会等を定めた場合に限る。

(旧)

第五号様式 (第十一条第一項)

新規信託分割許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名



当公益信託について新規信託分割をしたいので、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- 5 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 6 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 7 財産目録
- 8 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 9 新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

注

- 1 信託事務年度の定めがない信託にあつては、事業計画書及び収支予算書は新規信託分割後2年間のものとする。
- 2 信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類については、信託管理人又は運営委員会等を定めた場合に限る。

(新)

第六号様式 (第十二条)

受託者辞任許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名

当公益信託の受託者を辞任したいので、公益信託ニ関スル法律第7条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 辞任しようとする事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第六号様式 (第十二条)

受託者辞任許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

受託者 住所

氏名



当公益信託の受託者を辞任したいので、公益信託ニ関スル法律第7条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 辞任しようとする事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第七号様式 (第十三条)

検査役選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名

下記の公益信託について、信託法第46条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により検査役を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
受託者の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 検査役を選任を請求する事由を記載した書類
- 2 検査役を選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第七号様式 (第十三条)

検査役選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第46条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により検査役を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
受託者の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 検査役を選任を請求する事由を記載した書類
- 2 検査役を選任に関する意見を記載した書類

(新)

第八号様式 (第十四条)

受 託 者 解 任 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名

下記の公益信託について、信託法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により受託者を解任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公 益 信 託 の 名 称	
受 託 者 の 住 所 及 び 氏 名	
申 請 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	

添付書類

- 1 受託者の解任を請求する事由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第八号様式 (第十四条)

受 託 者 解 任 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により受託者を解任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公 益 信 託 の 名 称	
受 託 者 の 住 所 及 び 氏 名	
申 請 者 の 公 益 信 託 上 の 地 位	

添付書類

- 1 受託者の解任を請求する事由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第九号様式 (第十五条)

新受託者選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名

下記の公益信託について、信託法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により新たな受託者を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
受託者の住所及び氏名	
新たな受託者の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 3 新たな受託者となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- 4 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

注 新たな受託者となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。

(旧)

第九号様式 (第十五条)

新受託者選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により新たな受託者を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
受託者の住所及び氏名	
新たな受託者の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 3 新たな受託者となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- 4 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

注 新たな受託者となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。

(新)

第十号様式 (第十六条)

信託財産管理命令申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名

下記の公益信託について、信託法第63条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託財産管理命令をされるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- 3 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第十号様式 (第十六条)

信託財産管理命令申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第63条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託財産管理命令をされるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- 3 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第十一号様式 (第十七条)

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

信託財産管理者 (信託財産法人管理人)

住所

氏名

—

当公益信託について保存行為等の範囲を超える行為をしたいので、信託法第66条第4項 (信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項) 及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 2 許可を受けようとする事由を記載した書類

(旧)

第十一号様式 (第十七条)

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

信託財産管理者 (信託財産法人管理人)

住所

氏名



当公益信託について保存行為等の範囲を超える行為をしたいので、信託法第66条第4項 (信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項) 及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 2 許可を受けようとする事由を記載した書類

(新)

第十二号様式 (第十八条)

信託財産管理者 (信託財産法人管理人) 辞任許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

信託財産管理者 (信託財産法人管理人)

住所

氏名

—

当公益信託の信託財産管理者 (信託財産法人管理人) を辞任したいので、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項 (信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項) 及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 辞任しようとする事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第十二号様式 (第十八条)

信託財産管理者 (信託財産法人管理人) 辞任許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

信託財産管理者 (信託財産法人管理人)

住所

氏名



当公益信託の信託財産管理者 (信託財産法人管理人) を辞任したいので、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項 (信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項) 及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 辞任しようとする事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第十三号様式 (第十九条)

信託財産管理者 (信託財産法人管理人) 解任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所
氏名

下記の公益信託について、信託法第70条において準用する同法第58条第4項 (信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項) 及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託財産管理者 (信託財産法人管理人) を解任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の解任を請求する事由を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第十三号様式 (第十九条)

信託財産管理者 (信託財産法人管理人) 解任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所
氏名



下記の公益信託について、信託法第70条において準用する同法第58条第4項 (信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項) 及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託財産管理者 (信託財産法人管理人) を解任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の解任を請求する事由を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者 (信託財産法人管理人) の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第十四号様式 (第二十条)

信託財産法人管理命令申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所
氏名

下記の公益信託について、信託法第74条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託財産法人管理命令をされるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- 3 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第十四号様式 (第二十条)

信託財産法人管理命令申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第74条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託財産法人管理命令をされるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- 3 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第十五号様式 (第二十一条)

信託管理人選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所
氏名

下記の公益信託について、信託法第123条第4項（第258条第6項）及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託管理人を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託管理人の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 選任を請求する事由を記載した書類
- 2 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書

注 信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。

(旧)

第十五号様式 (第二十一条)

信託管理人選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第123条第4項（第258条第6項）及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託管理人を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託管理人の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 選任を請求する事由を記載した書類
- 2 信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書

注 信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。

(新)

第十六号様式 (第二十二条)

信託管理人辞任許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託
信託管理人
住所
氏名

—

当公益信託の信託管理人を辞任したいので、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 辞任しようとする事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第十六号様式 (第二十二条)

信託管理人辞任許可申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

公益信託

信託管理人

住所

氏名



当公益信託の信託管理人を辞任したいので、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 辞任しようとする事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第十七号様式 (第二十三条)

信託管理人解任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名

下記の公益信託について、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託管理人を解任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託管理人の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 解任を請求する事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(旧)

第十七号様式 (第二十三条)

信託管理人解任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託管理人を解任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託管理人の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 解任を請求する事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新)

第十八号様式 (第二十四条)

新信託管理人選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所
氏名

下記の公益信託について、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により新たな信託管理人を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託管理人の住所及び氏名	
新たな信託管理人の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書

注 新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。

(旧)

第十八号様式 (第二十四条)

新信託管理人選任申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により新たな信託管理人を選任されるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託管理人の住所及び氏名	
新たな信託管理人の住所及び氏名	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書

注 新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、履歴書に代えて、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付すること。

(新)

第十九号様式 (第二十五条)

信 託 終 了 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名

下記の公益信託について、信託法第165条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託の終了を命ぜられるよう、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 残余財産の処分の見込みに関する書類

(旧)

第十九号様式 (第二十五条)

信 託 終 了 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名



下記の公益信託について、信託法第165条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により信託の終了を命ぜられるよう、関係書類を添えて申請します。

公 益 信 託 の 名 称	
申請者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 残余財産の処分の見込みに関する書類